

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和8年度 単価契約くすの木パーキング浸水被害者対応業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 大吉 雄人 津市広明町297番地
契約締結日	令和 8年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	楠井法律事務所 三重県津市栄町2-466
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥55,000.00-(基準単価)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥55,000.00-(基準単価)
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、くすの木パーキングにおいて発生した駐車車両浸水事案の被害車両を所有する被害者それぞれについて、被害状況等の聞き取り、被害額を証明する資料の徴収、それらに基づく適正な支出金額の算定、被害者との交渉、示談書締結等の必要な対応を実施するものである。</p> <p>当該浸水被害を被った被害者それぞれについての対応は短期間に集中する可能性が非常に高いため、専門的知識を有し、法的見地に基づく適切な対応が可能な弁護士を行政庁の代理人とし、その対応に当たる事が必須であり、履行期間内で多数の被害者に対応するためには多数の弁護士が必要となる。</p> <p>楠井法律事務所は、三重県内に法律事務所を構える弁護士が加入する団体「三重弁護士会」において、唯一10名以上の弁護士を抱える法律事務所である。</p> <p>以上より、「三重弁護士会」においては、楠井法律事務所が本業務を遂行できる唯一の者である。</p> <p>適用法令：会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>
備考	